

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 令和2年12月9日(水) 午前10時～午前10時40分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 大野慎治 副委員長 井上真砂美 委員 鬼頭博和
委員 黒川 武 委員 須藤智子 委員 伊藤隆信
委員 木村冬樹

説明員 健康福祉部長 山北由美子、教育こども未来部長 長谷川忍
行政課長 佐野剛、同主幹 兼松英知、市民窓口課長 近藤玲子、同主幹 小崎
尚美、長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長 中野高歳、同
統括主査 高橋善美、同統括主査 浅野弘靖、学校教育課長 石川文子、同主幹
井手上豊彦

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第 98 号	岩倉市手数料条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第 99 号	岩倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第 100 号	岩倉市印鑑条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第 109 号	岩倉南小学校本館大規模改修工事請負契約の変更について	全員賛成 原案可決
請願第5号	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書	全員賛成 一部採択
陳情第9号	安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書	聞き置く
陳情第 10 号	国立病院の機能強化を求める陳情書	聞き置く
陳情第 11 号	福祉保育職場の配置基準と賃金の引き上げの実現を目指し国に対し意見書提出を求める陳情	聞き置く

厚生・文教常任委員会（令和2年12月9日）

◎委員長（大野慎治君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから厚生・文教常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案4件、請願1件、陳情3件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に当局から挨拶の申出がありましたので、許可します。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（山北由美子君） おはようございます。

本日の厚生・文教常任委員会では、条例の一部改正に伴う議案等が4件、請願1件、陳情3件について御審議をいただくものでございます。いずれも市民サービスの向上や安心した暮らしに向けての重要な議案等と認識しております。

本日、グループ長以上の職員が出席をさせていただいておりますので、慎重審議のほど、どうかよろしく願いいたします。

◎委員長（大野慎治君） ありがとうございます。

それでは、まず議案の審議に入ります。

議案第98号「岩倉市手数料条例の一部改正について」を議題といたします。当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） この際ですが、参考までにお聞きしたいというふうに思います。

今回は、住民票や戸籍における除票というものが明確に規定されたということで、その部分を新設して条例に加えるという中身だというふうに思います。

それで、この住民票や戸籍の除票というものは、普通市民にとってはどういふ場合必要になるのかというところが少し例で挙げられましたらお願いしたいというふうに思います。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 除票につきましては、御家族の方が亡くなられて相続の手続をされる場合や、あと車を売却される際に、その所有者の住所等を確認の必要がある場合に除票を取得されることがあります。

◎委員長（大野慎治君） ほかにございませんか。

◎委員（黒川 武君） 住民票の除票の保存年限が5年間から150年間とい

ったことになったわけですから。それで、法令改正により、施行は令和元年6月20日施行になっておりますので、そこから150年間の保存年限になるだろうと思うんですが、そうすると、現在市に保存してあります除票というのは、平成26年6月19日以前の除票の写しは交付できないものというふうに理解してよろしいでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 黒川委員がお話しされたとおり、平成26年6月19日以前は5年間の保存ということで交付できないものでございます。

◎委員（黒川 武君） それで、150年間の保存年限となると、保存管理上、紙ベースで保存になるとした場合でも、そのスペースの問題とか、あるいは文書管理、そういったところで様々な問題が生じるのではないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） この保存については、電子システムで保存をしているものでございますので、紙の保存ではないので、保存にスペースなどで困るという状況ではございません。

◎委員（黒川 武君） ありがとうございます。データでの保存ということだろうと思います。

それで、もう一点だけ、これはちょっと関連でお聞かせいただきたいと思うんです。

来年2月からコンビニでの交付、いわゆる多機能端末による住民票の写しがマイナンバーカードをお持ちの方は取得ができるということになるんですが、そのほか印鑑登録証明書も可能だということなんですね。印鑑登録証明書というのは、この後の議案第100号の中で交付申請の手続というのがございます。しかし、住民票の写しについての交付申請の手続ですね、そういったものはどこで定められているのかお聞かせいただきたいと思います。

◎委員長（大野慎治君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ、再開します。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 住民票の写しの交付については、従来どおり、住民基本台帳法第12条に本人等の請求により住民票の写しの交付というものが根拠となり交付をさせていただくものです。

このコンビニ交付の住民票の写し、印鑑登録証明書の交付も含めて、これは国のほうが、J-LISと言いまして、コンビニ交付の事業自体を委託している事業者と国が契約を結び、こういう住民票の写し等が交付できるものとなっております。

◎委員長（大野慎治君） すみません、ちょっと委員長から1点確認させて

いただいでよろしいでしょうか、大変申し訳ございません。

手数料条例上、印鑑条例のときは多機能端末を使用することが規定されているのですが、手数料条例では、大口町では多機能端末により交付する証明書に関する規定を設けていますが、今回手数料条例上設けなかったのはどうしてでしょうか。すみません、素朴な疑問です。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 先ほど、黒川委員の御質問と少し重なるところなんです、根拠法について、ただいま確認ができましたので、御報告させていただきます。

印鑑条例については自治事務ということで、印鑑条例のほうで多機能端末による交付の手続については定めさせていただいております。

住民票の交付については、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律、そちらが根拠となるものです。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第98号「岩倉市手数料条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第98号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第99号「岩倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（鬼頭博和君） 1点だけちょっとお聞かせいただきたいと思います。

改正内容のところで、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることが出来るものとするというふうに改正内容は書いてあるんですけども、確保が著しく難しい、困難ということで、現状こういった主任介護支援専門員の方、どんな状況なんでしょうか。分かる範囲でお聞かせください。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

岩倉市の状況でちょっとお話をさせていただきますと、令和2年10月1日現在で調べたものなんですけど、居宅介護支援事業所12か所のうち3か所が管理者が主任介護支援専門員でない事業所となっております。この3か所につきましては、令和3年3月31日時点でも、ちょっと主任介護支援専門員が配置できるような状況ではないものですから、今回の改正によって猶予期間を令和9年3月31日まで延ばすということですが、その間に主任介護支援専門員を見つける、そういった状況になっておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（鬼頭博和君） ということは、やはり確保が難しいということで、人数的にはまだまだこういった方は少ないという状況なんでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

そうですね、全国的に、やはりなかなか主任介護支援専門員を配置するというのが難しい状況ですが、国の調べたところによりますと、居宅介護支援事業所のうち4割ぐらいはまだ主任介護支援専門員を配置できていないという、そういった状況でございますので、そういったことも踏まえての、今回猶予期間の延長ということになっております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） そうしますと、その介護支援専門員の方を管理者とする場合の手続というんですか、それはどういうものでしょうか。ただ単に届出をすれば済むのか、あるいは市のほうに何らかの形で申請か何かをしていただいて、市のほうで許可を与える、そういう形になるのか、その辺りの手続はいかがでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

市が指定する事業所になりますので、市のほうに管理者を変更するという、そういった届出を出していただくと、そういった流れになっております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 今回、主任介護支援専門員の要件について緩和する

というところでありますが、ちょっとこの条例を審議するに当たってケアマネジャーの方にも少し話を聞いてきました。

やはり、大変厳しい状況にあるというふうにお聞きしています。それで、ちょっと本会議のところ、この主任介護支援専門員の資格要件といいますか、どのような形で資格が取れるのかというところが少し説明されたと思いますが、ケアマネの方のお話では、やはりその研修が物すごく多くて、ケアマネ自体でも、試験を受けて合格したとしても5年に1回の更新研修があって、それを受けた上で更新をしていくという流れになってきて、その更新研修ですら数十時間の研修を受けなきゃいけないという状況だそうです。

それから、この主任介護支援専門員の研修の受講要件としても、そういう必須の要件として、そういう更新研修を受けているということだとか、あるいは現場での実践の中身をきちんと提出しなきゃいけないだとか、さらには5項目ぐらいあるうちのいずれか1つが満たしているという証明だとかということで、非常に厳しいものです。

それで、ケアマネジャーというのは国家資格ではないですので、介護保険制度が始まったときは、医師はじめ国家資格を持っている人たちが5年の経験を持っていて受けてというケースが多かったと思うんですね。このケアマネジャー自身も試験に通る確率は、最初は高かったんだけど、段々低くなってきて、かなり厳しいものになっているというのが現状だということをお聞きしました。

それで、ちょっとこんな聞き方をしたらどうかなと思いますけど、この数十時間に及ぶ更新研修だとか、これは53時間だとか、88時間だとかと言われていきますけど、こういうものだとか、そういう現場での仕事よりもそちらのほうに大変になっているというのが現状だというふうにお聞きするわけですが、こういう資格要件というのは、なぜこんなふうに研修や講習が多いのかというふうに思うんですけど、国の定めたものですからやむを得ないのかもしれないんですけど、非常にケアマネジャーの方たちの話を聞くと、その研修・講習の多さに非常に困難を極めているということをお聞きしますが、こういった現状については市は把握していて、何か手助けできないのかなというふうに思うんですけど、そういった点についてはどうなんでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

介護支援専門員と主任介護支援専門の違いというところにもなりますけれども、やっぱり一定の主任介護支援専門員としての役割というものもございしますので、なかなかそれを満たすためには、やはり例えば主任介護支援専門員の研修だと12日間70時間という、なかなか時間的にも長くて、そういった講

習を受ける時間がとても取りづらいということは、居宅介護支援事業所からも聞いております。

それに対して市がどういったことができるのかという、これはなかなか難しいところなんですけれども、そういった話、市としてきちっと調べて確認をしているものでもないものですから、介護支援専門員のそういったお話だったりも聞く機会を設けて、そういった情報収集に努めていきたいと思えます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。なかなか市でやれることは難しいかなというふうに思っています。

そういった中で、ケアマネジャーの人たちが更新研修を受けずにそのまま資格をなくしてしまったりだとかいうケースなんかも発生しているというふうにお聞きしています。

主任ケアマネを取るという意欲すらなかなか、現場に忙殺されているものだから湧かないというようなこともお聞きしていますので、じっくり話を聞いていただいて、少し何かやれることがあったら検討していただきたいというふうに要望しておきます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。
〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第99号「岩倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第99号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号「岩倉市印鑑条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 質疑はないようですので、質疑を終結します。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第100号「岩倉市印鑑条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第100号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第109号「岩倉南小学校本館大規模改修工事請負契約の変更について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 700万円を超える変更ということで、ちょっと大きなものかなというふうに思っています。大規模な工事であれば、こういうことはあり得るのかなというふうには思うんですけど、説明を一定されたわけですけど、工事のやり方の変更だとか、不要となった配管の処分だとか、分電盤の交換だとかということが言われておりますが、こういうふうな形になったという、予測ができなかったのかというところについてはどのような考えを持っているのか、当局の考えをお聞かせいただきたいと思います。

◎学校教育課主幹（井手上豊彦君） 工事について予測ができなかったかということなんですけれども、大きな変更の一つとしては、埋設管が露出配管

に変わったということがあるんですけど、やはりその場所を掘ってみて、実際の校舎の基礎のフーチングが思いのほか大きかったということで、そこに埋設管を入れることができなかつたということで、なかなか予測できなかつたということが上げられます。

また、電気の配線につきましても、工事中に発煙したと。それによって調べたところ容量不足が発見されたということで、なかなか当初から予測してその部分を改修するということは、今回の変更ではちょっとできなかつたかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

1点、委員長からちょっと質問をさせていただきます。

工期は令和3年2月12日までとなっておりますが、工事の完了予定見込みはいつ頃になっているのでしょうか。

◎学校教育課主幹（井手上豊彦君） まず、教室の改修につきましては、既に1階、2階の教室の改修は終わっておりまして、今は最終の3階の東の3つの教室の改修を行っております。

トイレの改修につきましても、東側の系統については9月末で終わっておりまして、現在西側系統のトイレの改修をしておりますが、教室もトイレにつきましても12月末までには全て完了する予定にしております。

ほかに外壁の改修ですとか、受水槽の設置についても全て終わっておりますので、年明けからは足場の解体ですとか、仮囲いですとか、現場事務所の撤去を行いまして、1月末までには全ての工事を終わる予定にしております。

◎委員長（大野慎治君） ありがとうございます。

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますのですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第109号「岩倉南小学校本館大規模改修工事請負契約の変更について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第109号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、請願の審査に入ります。

請願第5号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書」を議題といたします。

請願者は意見陳述にお越しになっていませんので、紹介議員の補足説明をお願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 紹介議員として、少し補足説明をさせていただきます。

提案したときも言いましたが、非常に多岐にわたる多くの要望がされているということでもあります。

それで、請願の趣旨にありますように、41年目ということ、毎年こういった形での請願書が出ています。これは県内の全ての市町村に、紹介議員があれば請願、そうでなければ陳情という形で出されているところですが、実は昨年も同様、内容は一部コロナの関係で変わっておりますが、同じような形での請願が出され、それが継続審査となり、請願の取消しもされて、さらに再提出されたという経過がありまして、6月議会で請願を一部採択して、国・県に対して意見書を提出したというのがこの間の経過だというふうに思います。

そういった点で、今年度、同じ形での請願の審議になりますので、非常に難しさが必要ですし、配慮が必要だなというふうには思っているところであります。

そういった中で、前回の再提出した請願書もそうなんですけど、県内の市町村に一律で同じ内容で出されているんですけど、岩倉市で実施しているものは削除してもらったり、あるいは岩倉市が要請と同じ内容で事務を行っているものについても削除させていただいて、それでもこれだけの項目があるという中身になっています。

私としては、全体をきちんと採択していただければいいなというふうに思いますが、例年のように、大きな2番の国及び愛知県に対する意見書の提出というところで、少し合意ができるものがあつたら提出していったらどうかというふうに考えておりまして、そういった点で、特に今考えているのは、国に対する意見書というところでの⑤番の18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください、国の制度としてつくってほしいというところを今

回出せないかというふうに思っているところです。

それで、事前に資料等も各会派のところにお渡ししているところでありまして、全国市議会議長会の要望書、今年の11月に出した分、それから全国市長会が今年6月に出した子ども・子育てに関する提言という、そういった中にも全国一律の子どもの医療費助成制度を創設してほしいということが要望されています。ただし18歳年度末というところは、ちょっと全国市議会議長会では中学校卒業まで、全国市長会では、少なくとも未就学児までという中身になっているところで少し異なる点がありますが、ぜひそういう状況も考慮していただいて、この部分の意見書が提出できればというふうに思っているところです。

以上で補足説明を終わります。

◎委員長（大野慎治君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） ただいま紹介議員のほうから絞り込むということで、それで国に対する意見書の中の⑤番ですね、18歳年度末までの医療費無料制度を創設してくださいと、これについてお願いをしたいと、そういった補足がございましたが、参考までに、執行機関のほうで、その考え方をお聞かせいただきたいと思うんですが、この18歳年度末までの医療費無料制度について、恐らく執行機関側にも同じ団体から要望か何か出ていると思うんですが、その考え方はいかがでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 子育て支援の観点から、拡大していくということは検討していきたいというふうに考えております。

◎委員（黒川 武君） ありがとうございます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

次に、委員間討議に入ります。

発言する委員は挙手をお願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 先ほど補足説明でも少ししたところですけど、愛知県内の子ども医療費助成制度の実施状況の一覧も事前に委員の皆様のところにお配りさせていただいておりますが、18歳年度末までというところがだんだん増えてきているというところで、2020年の10月実施だとか9月実施、8月実施なんかというところもあるわけですけど、54市町村中26市町村が、入院についてはそういうような18歳年度末まで増やしてきているというところ

もあります。通院はまだまだ7市町村ということで少ないわけですが、そういった中で岩倉市が検討するために、国がそういう財政的な支援をできるような、そういう制度をつくっていただきたいということでありますので、ぜひこの部分について一部採択をして、意見書提出ができればというふうに強く願っているところです。

◎委員（須藤智子君） この18歳年度末まで医療費の無料をするということになると、その予算というんですか、入院と通院に係る予算というのは調べてみえますでしょうか。

◎委員長（大野慎治君） 委員長が一般質問していますので、通院に関しては市単独では2,600万、入院に関しては400万、計3,000万という答弁を9月定例会でいただいております。こちらで答えてしまってますみません。

◎委員（黒川 武君） 私もやっぱり子ども・子育ての観点から考えると、こういった制度というのは大変重要なものであるだろうなど、安心して子どもを育てられる環境をできるだけ市のほうでも整える必要があるだろうと思うんです。

やはり国が全国的な制度としてきちっとやっぱり創設をしていくと。それに当たって地方公共団体に対する財政上の措置も必要だろうと思うんですよ。今3,000万円、単独で行うと出るとなると、これは恒久財源ですので、その部分は大変市にとってみれば重い負荷になってくるということでございますので、やはりこの点については市と議会のほうが同調し合って進めていくべき制度ではないだろうかなと考えております。以上です。

◎委員（鬼頭博和君） 私も、この18歳までということで、多くの市町が入院に関してはやってきているということで、公明党としてもそういった立場ではあります。

国のほうが中学校まで今ペナルティーを科しているということで、なかなか国のほうが動かないというところもあるんですけども、やはり地方のほうから声を上げて、国を動かしていきたいなというふうに思っております。ということで出していったらいいと思います。

◎委員（伊藤隆信君） 18歳未満の医療費無料制度につきましては、これからも必要な制度と思い、これについては皆さんと同じような考えで、意見書の提出についてはいいと思います。

◎委員長（大野慎治君） それでは、木村議員からの御提案によって、多くの議員の皆さんの御賛同を得ておりますので、国及び愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書、⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してく

ださいの部分に関して、一部採択する御提案と皆様の御賛同を得ましたので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

請願第5号をただいま述べました国に対する意見書の⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してくださいについて、一部採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。よって、請願第5号は一部採択とすることに決しました。

次に、陳情第9号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書」、陳情第10号「国立病院の機能強化を求める陳情書」、陳情第11号「福祉保育職場の配置基準と賃金の引上げの実現を目指し国に対し意見書提出を求める陳情」書の3件についてを議題といたします。

3件とも陳述人はお越しになっていません。

陳情の取扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

◎委員（須藤智子君） 各自勉強していただいて、聞き置くということをお願いします。

◎委員長（大野慎治君） 聞き置くとの提案がございました。

それでは、3件とも聞き置くということで御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（大野慎治君） 異議なしということで、各委員の皆さんで今後勉強していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、厚生・文教常任委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

委員長として、またおわびを申し上げます。

6月定例会、そして9月定例会において、閉会中の継続審査事項として申し出をさせていただきました手話言語条例の制定については、新型コロナウイルス感染症拡大中のため、視察、関係団体との意見交換の実施をすることができませんでした。本当に申し訳ございません。おわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

そこで、今期については手話言語条例の制定については、閉会中の継続審査にしないこととさせていただきます。今、別紙お配りをしていただいた事項について、これは財務常任委員会から厚生・文教常任委員会で協議してくださいということでございますので、勉強してくださいということでございますので、閉会中の継続審査事項として、地域自殺対策事業について、適応指導推進事業についてを閉会中の継続審査とさせていただきますと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、本日の本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしと認め、そのように決しました。

以上で厚生・文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。